
平成30年 第4回(定例)国 富 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成30年12月12日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月12日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 橋詰賀代子君	2番 山内 千秋君
3番 武田 幹夫君	4番 緒方 良美君
5番 近藤 智子君	6番 宮田 孝夫君
7番 飯干 富生君	8番 津江 一秀君
9番 河野 憲次君	10番 福元 義輝君
11番 横山 逸男君	12番 渡辺 静男君
13番 水元 正満君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 児玉 和弘君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	中山 隆君
教育長	豊田 暎光君	総務課長	横山 秀樹君
企画政策課長	瀬尾 孝徳君	財政課長	横山 幸寿君
税務課長	斉藤 義見君	町民生活課長	渡辺 勝広君

福祉課長	……………	重山 康浩君	保健介護課長	……………	坂本 浩二君
農林振興課長	……………	中山 秀雄君	農地整備課長	……………	長嶺 善行君
都市建設課長	……………	武田 孝章君	上下水道課長	……………	大南 一男君
会計管理者兼会計課長	……………				細田 光広君
教育総務課長	……………	大矢 雄二君	社会教育課長	……………	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長	……………				中島 達晃君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時29分開議

○議長（水元 正満君） おはようございます。一般質問も最後であります。

議員並びに執行部におかれましては、一問一答方式の対応をよろしくお願いいたします。昨日は非常に十分な熱戦を繰り広げていただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（水元 正満君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、これを許します。

武田幹夫君の一般質問を許します。武田幹夫君。

○議員（3番 武田 幹夫君） 皆さん、おはようございます。きょうは朝から追突事故に遭いました。ちょうど8時半ぐらいだったでしょうか。毎日屋さんの横を左折いたしまして、ちょうど酒店の前の横断歩道に、歩行者の方がいらっしゃったものですから停まりました。そして、歩行者の方が挨拶されたものですから、私も挨拶をした瞬間に後からどんとやられました。車両の横の方だったからよかったです、今ちょっとふらふらしておりますが、何とか一般質問が無事に終わればいいなと思っております。きょうは本当によろしくお願いいたします。

傍聴席にもおいでいただきまして、ありがとうございます。

さて、隣の西都市は市政60周年という記念すべき年でありまして、11月17日に市政施行60周年記念式典が盛大に開催されました。その西都市の押川修一郎市長は、私の母校でもあります本庄高校の御出身ということで、本庄高校魅力化推進に多大なる御協力がいただけるのではないかと思います。

また、本庄高校では佐伯校長を中心とした学校改革が功を奏し始め、スポーツ、文化などの部活動や、イルミネーション設置、初午大祭などのボランティア活動など、生徒の活躍は目を見張るものでございます。佐伯校長には少なくとも、あと数年は本庄高校の学校改革に御尽力いた

きたいと考えますし、本庄高校魅力化推進協議会との連携のもと、本庄高校の存続にお力添えをいただきたいと思っております。私も、微力ながらできる限りの協力をしたいと思っております。

まず、台風被害と防災対策についてですが、重複するかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

ことしの9月、台風24号は本町に甚大な被害が出ました。台風の風水害の中、人的被害がなかったのが一番の救いではないかと思えます。被害に遭われた方々へお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、本町も土木業者、関係業者の方々の協力で、日々、着々と復旧が進んでおるところであります。1日も早い全面復旧を願っております。今回は、2項目について質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたしますので、町長、教育長、担当課長の明快でよりわかりやすい答弁をよろしく願いをいたします。

まず、台風24号の被害の状況をお伺いいたします。また、各課の連携はとれていたのか、お伺いをいたします。

次に、空き家バンクについてお伺いをいたします。環境面、衛生面、安全面で問題な空き家が今後多くなると思えますが、本町の空き家バンクの状況をお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは自席より質問いたします。

○議長（水元 正満君） それでは、答弁を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、武田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、台風24号の被害状況と各課の連携についてであります。

被害状況につきましては、昨日の質問に答弁をいたしましたように、住宅への浸水、停電や断水、冠水や倒木、陥没、土砂崩壊による道路の通行止め、さらに農地や農業用施設、農作物においても甚大な被害を及ぼし、被害額は全体で約5億7,000万円となっております。

各課の連携につきましては、今回の台風24号は非常に大型で被害の発生が心配されましたことから、町では早い段階で対策本部を立ち上げ、住民への避難を含めた公共施設への対応、町道の管理や冠水への備え、農業用施設や農作物への対応など、事前対策を各課に指示したところであります。

台風通過後の対応としましては、被害の状況把握に全力を尽くすとともに、浸水や冠水のあった住民や地区への対応や、通行できなくなった道路などの早急な復旧、また停電や断水への対応、さらにはごみ処理や消毒作業など、役場職員を総動員して対応に当たったところであります。

また、情報の収集や復旧に向けた対応では、区長や実行組合長、消防団員、社会福祉協議会、JAやNOSA I、九州電力など、さまざまな団体との連携も行ったところであります。

次に、本町の空き家バンクの状況について、お答えをいたします。

本町の空き家バンク制度は、町への移住定住希望者に空き家、空き地の情報提供を行い、定住促進や地域の活性化を図ることを目的にしております。

本年度は、平成27年8月に一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会と締結した、国富町空き家バンク媒介に関する協定書に基づき、町内の空き家、空き地の情報を町のホームページ上で発信するものです。

具体的には、売買、賃貸の契約の仲介は町と協定を結んだ不動産業者が行い、契約が成立した際には法に定める仲介手数料を、当事者が不動産業者に支払うものです。

なお、これまでの空き家バンクの登録状況は、登録件数が6件で、うち成約済みが5件であります。

町内には空き家と思われる物件が数多く見受けられますが、持ち主のさまざまな家庭事情や直接不動産業者が取り扱いするものなどがあり、現在、公開している空き家は1件となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 補足答弁ございませんか。

それでは、質問を続けてください。武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 町長、ありがとうございます。

今回の台風の影響で、広範囲で倒木がありました。自然災害ですから仕方がないことですが、このような場合、道路への倒木の撤去はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 武田都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） お答えいたします。

町道への倒木の中で、道路区域内からの倒木については、もちろん町で対応いたします。道路区域外からのものについては、基本的にその倒木の所有者が撤去を行うこととなります。

道路区域外からの倒木でも、早急に安全な通行を確保する必要があり、やむなく町で撤去することもあります。この場合は道路内で通行に支障のある部分に限り、撤去を行っております。また、切断した幹や枝葉については、その土地に戻るか路肩に放置し、所有者にその処分をお願いしております。

また、電柱、電話線への倒木については、感電や切断等の二次災害の危険性がありますので、九州電力やNTTがその処理に当たることになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） それで倒木を撤去する場合、地権者への連絡はどうなっていた

のか。今回は、とらなくてよかったのかお伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） お答えいたします。

倒木にも、所有権は残っておりますし、所有者には管理義務もありますので、道路への倒木や、倒木の恐れのある立木を発見した場合は、字図や近隣の方々からの情報によりまして、所有権を特定し、電話や文書等での連絡や自宅訪問により撤去をお願いしております。

また、やむなく町で撤去することもあります。この場合も可能な限り、その所有者に連絡をとり承諾をいただいております。

以上です。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 次に、森永の住宅から竹田地区への下りる道路が1カ月以上、通行止めになっておりました。わかりますか、森永の住宅から竹田地区へ下りる道路が1カ月以上、通行止めになっておりましたが、その原因がわかればお伺いをいたしますが。

○議長（水元 正満君） 都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） お答えいたします。

御質問の町道森永竹田線の通行止めは、電線や道路面の倒木により、9月30日から11月9日まで通行止めを行いました。通行止めの解除がおくれた理由は、倒木の撤去と垂れ下がった電線の復旧に時間を要したことになります。今回は、同時多発的に通行止め、広範囲での停電、電話の不通状態が発生したことから、九州電力やNTTでは、九州各県からの応援体制のもと、それらの解消のため懸命な努力をされていたようです。

町内でも、電線や電話線への倒木による通行止めが12か所発生をしましたが、ほとんどの箇所ですぐに通行止めが解消できたことに、大変感謝をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 私もその道路は、週に二、三度通ってみて、確認していたところでした。ちょうど、中腹になるものですから、道路に車を停めてから歩いて行って、そうした中、中学生が何人か通り、通学路になっていたみたいです。ちょうど道路の真ん中に電線が下がって、スギが倒れかかっていた。これ危ないなと思って、何度も九州電力に電話をしましたが、なかなか電話も通じませんでした。それ以上に、広範囲で倒木があったところがあったのではないかというふうに思います。今、現に通られて、皆さんよかったということを書いてらっしゃいますので、大変、ありがとうございました。

次に、倒木によって電線が切れて、西部地区では森永地区の一部、須志田東の一部、向高地区

の一部、須志田西全域で停電、断水が起きました。約3日間だったでしょうか。その間、もちろんですが、冷蔵庫は使えない、トイレは流せないなどの、その地区の方々は大変な思いをされました。

そこで、停電の状況と復旧の対応はどうされたのか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 横山総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 停電の状況と復旧の対応ということではありますが、復旧作業につきましては、九電のほうが行っております。九電に聞いてみますと、今回の台風24号に伴う停電につきましては、国富町で最大に停電したのが9月30日の正午で、停電率が53.5%となっております。

また、その日の夜8時には、ある程度復旧したものの、まだ30%あったということです。停電が発生してから復旧するまでの流れではありますが、電気は発電所から変電所を経由し、さらに配電線を経て、各家庭に届けているとのことで、末端の配電線にはエリアがあり、エリアごとに連携スイッチというのが設置されているそうです。途中のエリアで停電が発生した場合は、変電所で異常を感知しまして、どこのエリアが停電しているのかを特定できる仕組みになっているということです。

また、その停電しているエリアが逆の配電線とつながっている場合には、他から電気を送ることができるということで、ある程度、早目に復旧できるということでもあります。今回の場合は、一度に多くのエリアで停電が発生したことから、他からの電気が供給できずに、まずはその停電しているエリアの復旧を図るために作業をされております。その場合、現場に向かうにも途中の道路への倒木が激しいために、現場までに行くのもなかなか困難であったため、復旧に時間がかかったということでもあります。

九電では、その30日の夜は徹夜で作業に当たっていただき、翌日、10月1日の午前9時には停電率が8.5%までは下がっております。その後、4日の完全復旧まで、本町以外でも大変な被害を受けている中で、九電の宮崎営業所では、県外の九電の社員の応援も受けながら、懸命に作業をしていただいたということでもあります。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 大南上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） 停電による断水地区の給水活動について、お答えいたします。

停電によりまして、加圧ポンプが停止したことにより、8地区219戸が断水しました。給水活動は、町水道指定店会8社の協力を得まして、浄水場で水道水を給水タンクに入れ、ダンプで公民館等に運び、給水袋等で給水しました。

停電発生当日の9月30日は午後6時から8時まで、10月1日は午前7時から午後8時まで、

2日は午前6時から午後8時まで行いました。

以上でございます。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 私も森永地区の一部、須志田西地区の全域で停電、断水が起きていることがわかりまして、何日も停電断水地区へいったんですけど、市野々地区にはちゃんと水が届けてありました。須志田西地区へは夕方には給水車が来ていただいて、給水活動をしていただいておりました。本当にありがたいなと思ったところでした。

そこで問題があったんですけど、停電ということで、防災無線が使えなかったということが、1つの問題がありました。でも、水を配られたときに、車の拡声器で広報したということを知っていますが、やっぱり、停電してもこの防災無線が使えるような体制が今後、必要ではないかなというふうに思ったところでした。

生活する上で、飲料水が一番大事だと思いますが、今回の災害を通じて見えてきたこと、今後の課題があれば、またお伺いしたいと思いますが。

○議長（水元 正満君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） お答えいたします。

今後の課題についてですが、給水活動につきましては、町水道指定店会の協力で迅速な対応ができたと思っておりますが、当日は公用車によるマイク広報が聞こえず、電話による問い合わせもあり、周知不足があったことは否めません。

今後の課題につきましては、今回は停電による断水で、限定的な給水活動が主なものでしたが、地震等の災害によって、停電と配水管自体の被害が同時に起こったとき、広域の水道事業者災害時相互応援の覚書がございますが、給水活動と復旧工事を同時にできるよりよい体制をつくる必要があると思いました。

職員の日ごろから災害に対する意識づけはもちろんです、緊急時に利用できる、さまざまなリース会社との協定も検討したいと思っております。今回の経験を生かし、これからも安心安全な水道水をお届けできるよう、努めたいと思っております。

以上です。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 今回の場合は、停電で断水が起こったわけですが、停電の場合、加圧ポンプを作動させる発電機が必要じゃなかったかなというふうに思います。発電機は、町のほうに置いておくわけにはいきませんので、やっぱりリース会社との今後の検討課題ではないかなと。台風前には何台あるのか、そういう確認も今後の検討課題ではないかと思ったところでした。

今後の検討課題として、よろしく願いをいたします。

次に、停電、倒木等の件で、私も九州電力に10回以上電話をしましたが、正確には30回くらいしたのかな。自動音声で1回も通じませんでした。そこで、本町から電力会社への連絡がとれるような体制づくりが必要と思いますが、今後の対応をどうお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） 九電との連絡体制であります。宮崎営業所とは、今おっしゃいました自動音声以外に直接連絡がとれる体制になっております。今回の場合、営業所の説明を聞いているだけで、被害のすさまじさを感じたところではありますが、町内からは区長さんや町民の方から問い合わせがたくさんありました。それにつきましては、営業所には一つ一つつないでおりますが、全てがすぐに対応できるというようなものではなかったようであります。

しかし、停電により、先ほどありましたように断水している地域、また停電により排水機場にも支障をきたしたところがあり、今後人的被害の発生が考えられる地域につきましては、事情を説明して、早目の対応を実際していただいたところであります。

町としましては、今回の災害を教訓にし、今後の連携のあり方、対策を九電とさらに検討していきたいと、考えております。

以上、お答えします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 今回の災害で、私のところにも各地区の区長さん方々から、停電の件、断水の件とお電話いただきましたが、私も返答に困りました。そこで、電力会社の工事担当者の方へ直接、連絡がとれるような体制づくりが、今言われましたが必要だと思います。連絡がとれることによって、大体の工事の日程、被災地区への連絡ができると思いますので。

まとめになります。被害の状況は、各課の連携をとるためにも大変ですが、総務課が一括して状況を把握し、町長、副町長への報告をすべきと思います。

また、区長さん方も総務課に問い合わせの連絡をされる機会が多いと思いますので、区長さん方の対応も、総務課だったら早いと思いますので、ぜひともお願いをいたしたいと思います。

そこで、一番大事なのが、被災地区の区長さんへの連絡です。密にとることが一番大事ということは、状況が変わらなくても、やっぱりお電話いただくと安心されるんです。連絡しないで3日待つのと連絡されて3日待つのでは、全然違います。ですから、状況が変わっても変わらなくても、そういう区長さん方、地区のトップの方ですから、皆さんその地区の方はトップの方に連絡をされると思いますので、ぜひ、その区長さん方への連絡は密に状況が変わっても変わらなくても、していただきたいと思います。

次に、今回のように広範囲で倒木などがある場合は、被害の状況がわからないと思います。被

害の状況の確認、対応について、より正確な状況把握が必要だと思っておりますが、そこで、本町でドローンの導入は検討されていないか伺いたします。

○議長（水元 正満君） 総務課長。

○総務課長（横山 秀樹君） ドローンの活用ということですが、これは本年、各課で協議した経緯があります。活用の方法としまして、今、議員からありましたような、災害対策での活用、そのほかに広報用の写真、観光PR、ホームページの素材としての活用、あと工事現場等での状況確認や記録、土地利用の確認、人力での写真撮影が困難な場合などの幅広い活用が考えられますので、今後、検討していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） これから、多種多様に使えるドローンの導入は必要不可欠ではないかと思っております。導入される自治体がこれからかなり増えてくると、私は思います。導入されている自治体を参考にされて、早急な導入を検討されてはいかがでしょうか。

次に、空き家について伺いをいたします。

現在、空き家の数が多いと思っておりますが、その中で、空き家バンクの登録が現在、1件ということですが、あまりにも少ないと思っておりますが、登録件数の少ない原因をお伺いいたします。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。瀬尾企画政策課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） 登録件数が少ない原因はということですが、空き家バンクの相談は、それ以上受けております。物件調査などにより取り下げたものもありまして、登録件数6件、うち5件は成立済みです。現在、登録が1件という状況であります。

一般社団法人移住・交流推進機構の調査では、2017年には全国763市町村が空き家バンクを運営しておりますが、その60%が登録件数10件未満となっております。登録件数が少ない要因としましては、登録物件が所有者頼みという側面がありまして、ある程度状態のよいもの、住めるものは民間の不動産業者に直接依頼されるものが多いと思っております。

また、持ち主のさまざまな家庭事情、例えば仏壇を置いたままにして、実家ということで、盆や正月には帰ってくるからそのまましておく。また、物置や倉庫代わりにそのまましておくという使い方もありまして、すぐすぐ整理をして売却や借家として取り扱うことが困難なものが多いと思っております。

また、そのほかによそに転出しまして、親の建てた家には住まずにどうか処分をしたいということで、地元の不動産業者を知らない人、また不安のある人が役場に相談に来られます。いろいろ調査してみますと取り扱いが難しい場合が非常に多い面があります。そういうことで、登録件数が少ない状況であります。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 今、課長が言われたとおりやっぱり、私は長男で先祖もとなっておるものですから、私がいなくなってもやっぱりこの家は残したいというような気持ちはあると思います。そういうのがやっぱり多いと思います。

そこで、次に、空き家バンクに登録する利点として何があるのかお伺いいたします。

○議長（水元 正満君） 企画政策課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） 登録するメリットとしては、町がかかわっているということで、当事者の方の安心感が生まれると思っております。また、そのほかに町のホームページに公開されるということで、この物件が広く全国に公開されますし、また町としても移住定住の促進につながるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 空き家バンクの内容を、町民の方々が理解されていないというのが、一つの問題ではないかなというふうに思いますが、空き家バンクの内容を本当に周知していただくためにも、今後、空き家バンクの説明をしていく必要があると思いますが、今後の対応はどうされるのかお伺いをしてよろしいでしょうか。

○議長（水元 正満君） 企画政策課長。

○企画政策課長（瀬尾 孝徳君） 対応ですが、今までやっているものが広報くにとみによる啓発案内と区長会初会で資料を配付しまして、説明をしております。また、情報提供をお願いしております。

そのほか、固定資産税の納付書発送のときに、特に県外の方には空き家バンク制度のチラシを同封しております。ことし10月には、高齢者世帯訪問員に対して空き家バンク制度の説明を社会福祉協議会に出向きまして、チラシとともに内容説明、また協力依頼をお願いしているところであります。

また、役場の窓口では、亡くなられた方で空き家になった場合は、空き家バンク制度があるということを、遺族に対して職員からも情報提供するよう対応はしております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 今、課長が言われたとおり、町の広報紙、区長会、民生委員会の定例会などで、やっぱりわかりやすく説明をしていただいて、今後の空き家バンクの登録が増えるように努力していただきたいと思っております。

そこで確認なんです、空き家の固定資産税はどのように課税しているのか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 齊藤税務課長。

○税務課長（齊藤 義見君） それではお答えいたします。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産の所有者に1.4%の税率で課税しておりますけれども、空き家につきましても同じように、所有者に対して1.4%で課税しております。

以上でございます。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 空き家については、古いものも多く、台風等の場合においても倒壊など、危険な場合が見られますが、使用不可能な空き家を壊した場合、固定資産税は安くなるのか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 税務課長。

○税務課長（齊藤 義見君） それではお答えいたします。

空き家を壊した場合ですけれども、もちろん家屋がなくなるわけですから、家屋に対する固定資産税はなくなることとなります。

ただし、土地については、地方税法の中に、住宅が建っている土地については課税標準の特例の減免措置というのがございます。これは200m²までは評価額の6分の1、200m²以上は評価額の3分の1となる特例がございます。家屋がなくなりますと、この特例が受けられなくなりますので、全体的には高くなることとなります。

以上です。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 固定資産税が高くなると言われましたが、具体的にどの程度高くなるのか、お伺いします。

○議長（水元 正満君） 税務課長。

○税務課長（齊藤 義見君） それでは、どのくらい高くなるかということですが、500m²の土地で、宅地です、評価額が500万円、家屋の課税標準が100万円の場合についての例でお示ししたいと思います。まず家屋につきましては100万円の課税標準ですから1.4%の、そのまま建てる場合は1.4%ですから1万4,000円、土地については先ほども言いましたように、200m²までは6分の1になるということで、200万円掛ける6分の1掛ける1.4%ということになりまして、4,666円。200m²以上については3分の1になりますから、300万円です。500万円の中の200m²以上ですから、300万円掛ける3分の1掛ける1.4%で1万4,000円。合計の3万2,600円ということになります。

これを家屋を壊すわけですから、今度は先ほど言いましたように、家屋はないんでこれ家屋に対する固定資産税はゼロ円ということになります。土地については、先ほど言いました3分の1、6分の1という、評価額の課税標準の減額がございませんので、そのまま課税標準額の500万円掛ける1.4%ということになりますので、掛けますと7万円。最初が3万2,600円でしたので、7万円になりますので、壊す前より3万7,400円と高くなるということになります。

以上、お答えいたしました。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 空き家を壊した場合、固定資産税が高くなるということであれば、空き家対策に大きな支障があるのではないかと思います。国レベルの税制の問題でもありますが、何か対策をお願いをしたいと思います。要望としてお願いをいたします。

次に、近隣で環境面、衛生面を考えて、倒壊寸前の空き家に対して、本町はどのような対応をしているのか、また指導はできるのかお伺いいたします。

○議長（水元 正満君） 渡辺町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） それでは、お答えをいたします。

倒壊寸前の空き家につきまして、その所有者等へ家屋の撤去や処分についての指導を行ったことはありませんが、近隣住民から生活環境面での相談や苦情により、土地の適正管理と草木等の伐採についてのお願い文書を送付するなどの対応は行っております。

また、指導できるのかということですが、現在、本町では空き家に対する条例等の規定を整備いたしておりません。したがって、本町の条例を根拠に指導等を行うことはできませんが、関係する法律に規定されている範囲内におきまして、特定空き家等に指定できれば、所有者への助言や指導は可能と考えております。

しかしながら、所有者の財産権の問題や、先ほど税務課長の答弁にもありましたように、固定資産税の問題、それから法律を適用する場合の諸問題など課題もありますので、関係課におきまして慎重に対応したいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 中には高齢になられて、親戚、身内もないから土地、建物、空き家含めて、本町に寄附しようかという方もいるのではないかと思います。そういう方への対応はどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） 空き家を寄附したいという場合の対応ということでございますが、そういう場合の対応というのを特に決めているわけではありませんけれども、ごくまれにそうい

った相談を受けることはあります。ただ、物件の状況とか条件にもよると思いますけれども、寄附を受けることについて、よほど公共性があるとか、公共の用に供する十分な利用価値があると判断されれば、受けることもあり得るとは思っておりますが、その判断、あれはよくてこれはだめとか、この線引きがなかなか難しく、そういう意味では公平性の観点からも、受け入れはなかなか難しいというふうに考えております。

また、町の立場ではもらったものを売る、転売するというようなこともできませんし、一旦、寄附を受けると、これまで個人管理されてきた家の維持管理、維持経費、これに公費を充てていくということになりますので、そういった意味でもよほど慎重な判断が必要だと考えております。

やはりまずは、直接不動産屋に相談をされてみるのが一番ではないかと思っておりますけれども、それこそ御質問の空き家バンクを利用されてみるというやり方もあるのではないかと思っております。

以前、1件そういう相談がありまして、町で受けることはちょっと難しいということで、協定を結んでおります宅建業協会に相談をしたところ、その話を聞いてみようかということになり、直接、その宅建業協会とやりとりをされて、うまくその対応をしてくれたというような事例もございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 私が行政のことあんまりわからなくて、素人考えで、せっかくいただけるものはいただいて、欲しい方にまた転売してやればいいんじゃないかと、また新たに固定資産税が入ってくるからいいのではないかなと思って、こういう質問させていただきました。西部地区にもそういう方がいらっしゃったものですから、前もって聞いておくといいかなと思って、質問させていただきました。ありがとうございました。

もう最後になりますが、空き家がなぜ困るかということ、自然倒壊、近隣への環境への影響一番大きいと思いますが、それから移住を考えている方にとっても、あまり印象がよくないということで、そこで空き家に対しての空き家条例の制定の考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（水元 正満君） 都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） お答えいたします。

平成27年4月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村が空家等に関する対策の実施主体となることや、空家対策計画の策定及びこれに基づく空家等に関する対策の実施など、市町村の責務が規定されております。このような中、国富町においても空家が増加する傾向にあります。

空き家等の適切な管理及び活用促進を図り、防災、防犯、衛生、景観などの、住民の生活環境

の保全を図るため、空家等対策条例の制定や空家対策計画策定について、新年度において検討したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） 武田議員。

○議員（3番 武田 幹夫君） 最後、まとめになりますが、今回の質問を通じて、空き家の問題はいろいろと難しい問題があると思います。でも、難しい問題だから、早急に取り組まなければいけない問題でもあると思います。町民の方々が納得できるような、条例の制定をお願いをいたしまして、私の全部の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（水元 正満君） これで、武田幹夫君の一般質問を終結いたします。

----- . ----- . -----

○議長（水元 正満君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

よって本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時15分散会
